

○議長 小田 武人君

1 1 番、横尾議員の一般質問を許します。横尾議員。

○議員 1 1 番 横尾 武志君

1 1 番、横尾です。一般質問をさせていただきます。

その前に、先般 4 月の統一選挙で見事 3 選を果たされた波多野町長、まずはおめでとうございます。我々も新人議員 2 名を加え、新しく小田議長、そして総務財政、民生文教委員会では新進気鋭の委員長を据えて、議会運営、それからさらなる議会改革に邁進をする所存であります。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、久しぶりの一般質問であります。

景色の違うところから、ものを言っておりますので、ちょっとドギマギしておりますが、私、1 5 年ぶりくらいに一般質問をします。前に座っておられる執行部の皆さん、初めてと思います。若くなりましたね。なかなかいいけど、明快な答弁をお願いします。

それではね、まず 1 点目の質問について。選挙事務についてということで、要旨は本年の 4 月に行われた地方選挙を省みて、次の点について尋ねる。まず 1 点目として電子機器の使用が認められているが、どこまで認められているのか、お尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

電子機器の使用についてお答えいたします。インターネットを利用した選挙運動を一部解禁する公職選挙法の改正が、平成 2 5 年 4 月に行われ、同年 7 月に行われた参議院議員選挙から適用されました。本改正により、誰でも自分のメールアドレス等の連絡先を表示した上で、ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動を行うことができるようになりました。ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたもので、例えば、ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等の SNS、ユーチューブやニコニコ動画等の動画共有サービス、ユーストリームやニコニコ動画の生放送等の動画中継サイト等です。

一方、電子メールを使用することができるのは、候補者と政党等に限られ、その送信先も事前に受信について同意した人だけです。また、選挙期日当日の選挙運動は禁止されていますので、インターネットを利用した選挙運動も当日はできませんが、前日までの記述を消す必要はありません。

以上です。

○議長 小田 武人君

平成 27 年第 2 回定例会（横尾武志議員一般質問）

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

ちょっとよくわかりませんがね。私、アナログな人間やからね。インターネットとかあまり詳しくない。選挙運動前はいいわけ。結局あの、皆さん後援会活動やるときは、それはやっていいわけ。告示済んだら、芦屋町の場合は、ですから 5 日間それは禁止ということ。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

御承知のとおり選挙運動期間というのは、選挙の告示日から選挙期日の前日までになりますので、今回の町の選挙で言えば、21 日の火曜日から 25 日の土曜日までが選挙運動期間となります。それ以外につきましては、一般的には政治活動ということでいろいろな活動が行われるかと思いますが、従来であれば政治活動期間についての規制はございませんでした。今回このインターネットの分についても、本来は選挙運動ということでできなかったんですが、法改正によりできるようになったというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

選挙前に皆さん選挙運動やっておりますよ。やってないですか。選挙前にあれは何なんですか。あれは何。1 カ月、2 カ月くらい前から選挙運動、ひどい人は 1 年くらい前からやっとならない。あれはいいわけ。それと、ブログとかそういうことでやっていいわけ。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

公職選挙法で言います選挙運動というのは、先ほど申しあげました告示日から選挙期日前日まで、町の選挙では 5 日間しかできません。この間が選挙運動という考え方になりますので、それ以外の期間につきましては、まず政治活動ということになります。それと、インターネットとかの発信につきましては、政治活動の期間につきましては、特に規定はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

平成 27 年第 2 回定例会（横尾武志議員一般質問）

わかりました。わかったような、わからんような。大体違反かなと思っておりますが。

じゃあね、2 番目のね、インターネット、ツイッターというかね、つぶやき、世に言う。これがもう最近の主流のようになっております。特にツイッター。迷惑なツイッターがたくさんあるわけ。この辺のどういうかね、取り締まりというか、歯どめ。そういうことは、選管は何か考えたことはある。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

歯どめ策ということなんですけれども、今回の町の選挙におきましては、今回の選挙がインターネットを利用した選挙運動が一部解禁されるということの初めての選挙ということになりますので、3月20日に開催しました立候補予定者説明会。こちらに出席された方を対象に、インターネット選挙運動解禁の概要をまとめた資料を送付しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

答えになってないやない。あのね、ツイッター。私が言ったのは、その、あなた私の選挙説明会、そのときに行きました。行きましたけど、私はブログとかそういうことは使わないから説明を聞かずに、そりゃ最後のほうやったから、もう退席したんですけど。そのツイッターで人を攻撃するような、それとか弱点を突くとかね。そういうことをしてもいいですよという説明をされたんですか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

人を攻撃してもいいですよとかいう説明は当然しておりません。ただお送りさせていただいた資料、現物がこれなんですけども、その中に誹謗・中傷とかいうことに対する考え方というのが掲載されております。公職選挙法上の話にはなりませんけれども、例えば名誉毀損とか、それから侮辱罪とか、そういったものはこういった考え方なんですよということが記載されているものを送付させていただいております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

あなたね、選挙管理委員会の係やからな。私は聞くけど、そういう選挙のときにね、そういうつぶやいて、いろいろまあ、中傷とか妨害するかもわからん。誰々はどんなことで、あの薄い頭の人あの青い旗を持ってとかな。そういう例を挙げればそういうことをつぶやくわけ。そうやから、今、芦屋町では何、迷惑条例とかそういう条例はあるわけ。福岡県はあるかな。芦屋町迷惑条例とかいうのはあるわけ。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

今言われたような内容のそういう条例はないと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

今言われたようなやつじゃないで、全般的な迷惑条例というのはどうなんですか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

環境関係、ごみとかそういう関係の条例はございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

ですからね、私が今、選挙の話をやっているから、そういうのはないというわけやろ。執行部、特に選挙管理委員会なんて、あまり4年に1回ぐらいしかなじみのないところやからな。我々も知りませんけども。そういうまあ難しいと思いますが、そういう条例を今後考えるべきではないかなと思っております。そういう気持ちがあるかないか。いや、なかったらいいんですよ。はっきり言ってください。あるかないか。そういう選挙とかそういう時期が来ればね、また今度4年後になると、なおさらそういうことが出てくると思う。だからその個人の名誉を傷つけたり、何かするようにつぶやきがあれば、また問題になってきますからね。そういう迷惑条例の中の何かに芦屋町は独自でやっても構わんのでしょ。どうなんですか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

条例は、皆さん、議会の議決を受けて制定するものですので、芦屋町独自でつくることというのは当然可能だと思います。ただ、こういったことにつきまして、今初めてお話を伺いましたので、国の動き、それから県の動きそういったところの中でですね、また見ながら判断をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

そういうことでね、今から担当課、選挙管理委員会の方々もね、少し考えて議会に提案するわけ。我々が議員立法でも構いませんけどね。執行部のほうからそういうお考えがあるなら、それをまとめて議会に出してください。いいですか。それでいいですか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

いろいろ動きを見た中でですね、判断させていただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

それではね、3 番目の選挙妨害と思える文書が配布された。これはもう芦屋町の町民なら誰でも知っとるはず。まさか課長が知らんということじゃないですよ。それに対するね、選管の考え方は。そういうのはどんどん出していいと。それともこういうことは慎まないかなというのかどちらか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

どんどん出していいという考え方は当然持っておりません。ただ内容によるかとは思いますが、まずは選挙管理委員会のほうに選挙違反ではないかというような連絡を受けた場合につきましては、公職選挙法に違反している。または、触れる恐れがあるというふうに考えられる場合は、候補者等にその旨を連絡するとともに、内容によっては警察、それから県選管と連絡調整

平成 27 年第 2 回定例会（横尾武志議員一般質問）

を図り、対応することになっております。なお、誹謗中傷対策として、公職選挙法では虚偽事項公表罪。刑法におきましては、先ほども申し上げましたが、名誉毀損罪や侮辱罪などが規定されております。こういったことにつきましては、選挙管理委員会において、内容について判断することは非常に困難であるため、司法や警察の判断を仰がざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

先日、統一選挙取締本部、解散しておりますね。その中で、92名か。逮捕者が——警告を受けた。逮捕者も出ておりましたが。その中でね、こういう芦屋町のような選挙妨害的な、あ、課長、その選挙妨害が出たときの記事を見たことがあります。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

数日前だったかと思えますけれども、新聞報道で出た分については読んでおります。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

そういう誹謗・中傷とか個人、むちゃくちゃ書いた。もうあれはむちゃくちゃなんです。よくぞここまで書けるなというぐらい。我々はあれよ、何か悪代官みたいに書かれておる。そういう記事見たことある、顔写真までつけて。そういうのは選挙妨害じゃないん、それも巧妙なんよ。

まあ聞きなさい。まずは芦屋町の誰々が、誰かわかりませんよ。私、調べたわけじゃない。誰かが東京か大阪におる、そのジャーナリスト。マスコミにリークする。それを事件記者みたいな人やから、ただではしませんよ。多分、お金払ってネットで流す。もう内容はね、むちゃくちゃ。私、まあ町長もそうですけどね。むちゃくちゃ書かれとった。それをネットで流すでしょ。巧妙なんよ、やり口が。それをネットで流したやつを、また芦屋の誰かが引き出して、それをコピーして芦屋町全部に配る。そういうやり方をね、されておる。だからそういうのは、選管が管理して司法に訴えるとか、そういうことしてやらんと。我々弱い立場におるんやからね。非常に困るが、選挙管理委員会というのは候補者の規則、候補者はこういうことをしてはいけません。ああしてはいけません。候補者を取り締まるばかりやないですか。なぜ、そういう誹謗中傷。まあ

平成 27 年第 2 回定例会（横尾武志議員一般質問）

本当、一言言ったらね、私の孫が山鹿小学校に通つとると。私の孫は芦屋小学校です。給食のおかずがものすごく山鹿はいい。そんなことまで書かれる。それから、若い人はそんな馬鹿な、わかっとなる人はわかっとなるんやけど、わからない年寄り、日ごろから私はいろいろなことで散々たたかれておりますからね。ああ、横尾さんならそれくらいやるやろう。そういうことになるわけよ。世の中。そうやから、選管がどう、そういうことを取り締まっていくのか。できるのか、できないのか。選管はどういうふうにするわけ。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

選管がどのように対応するかということなんですけども、選管の立ち位置としましては、例えば捜査権とかそういったものは持っておりません。ちなみにインターネットとかで、今、横尾議員が言われたような内容につきましては、私も見させていただいております。そういった内容について、選管は立ち位置として考えたときに、その書かれたことが事実なのか、虚偽なのか。そういったものについても判断することが非常に困難です。私、個人的に見ていくと……（発言する者あり）

○議長 小田 武人君

ちょっと今、答弁中ですから……横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

判断するのは、虚偽なのか本当か、うそか本当かということやろ。本当かと思うとるわけ。そりゃあんたいかんやろ。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

答弁の続きなんですけど、個人的にはそういったことは全くないというふうに考えております。ただ選管として考えたときに、そういったことを判断するということが非常に困難ですので、その内容をもって選挙管理委員会が何らかの形で動きをするということは、現在は難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

選管、選挙に関することですから、我々もよくわかりません。どうですか、町長。今、見てい

平成 27 年第 2 回定例会（横尾武志議員一般質問）

ますね。そういう新聞なんですよ。町長も被害者の一人と思うがね。町長は特に私よりやられとるかわからるので、司法に対しては、町長はどうされたのか。それと選管に対して、今からどう指導していくのかちょっとお聞きしたい。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

横尾議員のお話は、本当に私、痛いほどわかるわけでごさいます。まず公示が 21 日やったですよ。その三、四日前に、まず粟屋地区のほうから、アクセスジャーナル記者山岡俊介の取材メモと。これ、見られた方、たくさんいらっしゃると思います。麻生副総理と地元町長との癒着疑惑特集官製談合疑惑。まあ議長のことも書かれてありますが、2 ページにわたって配られました。このときまだ公示前でしたので、ちょっとあまりにもひどいということで、しかし、選挙準備とかいろいろあって、これに振り回されてもしようがないということで、折尾署の知能犯係に行きまして、課長、係長、署長はおられませんでしたが、この 2 人にこれはひどいですねということで、とにかく理屈はわかります。これは山岡俊介氏というのはいわゆるインターネットで調べればわかりますが、ブラックジャーナリストで有名な方でありまして。この人を名誉毀損で訴えてもどうしようもない。ただ、これをさっき横尾議員が言われたように、配布した人がおるはずだと。これをホームページからカラー印刷で出して、印刷して、配布を命じた人がおるはずだから、その辺からちょっと探ってみましょうということで。それから先、折尾署の係長が二、三度尋ねて来ましたが、私もちょうど選挙期間中でしたので、話だけ聞いていただけでごさいますので、そのあとの進展は聞いておりませんが、とにかくこれだけに限らず、それから投票前日、三、四日前もまたこのアクセスジャーナル、これが配られました。これはもう、すぐ後援会全員誰が配りよるかちょっと探そうということで、それは粟屋地区の一部で止まったようですね。でですね、この内容が本当におもしろいなと思うのが、さっき私、今、気がついたんですか、妹川議員が特養の質問されましたよね。ここにですね、現役だった嵐、名前言いましたので、私も言いますが、嵐芦屋町福祉課長の名前が入っているではないかとかですね。これ、本人がちょろっときて書けるような話ではない。内容を見てもですね。そして、おもしろおかしくつくって、ずっと読みよったら、当事者じゃなかったら、ばかばかしくなるようなことばっかし書いてあるわけでありまして、まあいずれこのことははっきり私はわかることだと思っております。そこで何度も後援会、我々、私の後援会で話しまして、まあこれに惑わされることなく、正々堂々と政策を訴えて、選挙をやろうではないかということです。本当に、はらわたは煮えくり返る思いであったんですが、なにせ選挙期間ですので、何の、結局追求もできずに今日まで至っておるのが現状であるわけでありまして。



まあ私も、自分の選挙は議員のとき 3 回、町長選で 3 回、6 回目の選挙。こんなにその選挙前にして、当日にして、こんなにひどいようなことをやる町というのはですね、日本全国でもそうそうないんじゃないかな。これ町の、私は街頭演説、街頭で 8 カ所ぐらいでさせていただきましたが、このことに大いに触れさせていただきました。こんな芦屋町の恥、こういう形の中で選挙を行われるのかということ、るるずっと遊説をさせていただいたわけでありまして。まあ選挙というのは自分の町を愛し、自分の町、郷土、ふるさと、それから将来の子供たちのためにどんな町づくりをするのかと政策で論じるべきことを、ありもしないことをよくもこれだけ書いてやったなということ、大体、誰がどうしてどうしたかというのは、大体のことは御理解がいつとるんじゃないかなと思いますが。まあまあしかし、我々の職務、業務が忙しい。あとはまた折尾署の後始末、どういうふうにご経過になっているかというのはまた時間があつたら聞いてみようかなと思っております。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

横尾議員。

**○議員 11 番 横尾 武志君**

まあ町長ももう少し言いたかったでしょうが、なかなかね、相手の名前も言えないわけですから、じくじたる思いもあると思います。先ほどからツイッターの件については、課長は検討して、その誹謗・中傷、特にはそのような迷惑なつぶやきとかね。検討して規制しましょうというお答えでしたので、ぜひ、町長、副町長もね、多分私は選挙だけでやなくてね、何年もやられていますから慣れておりますけどね。うそばっかり書かれて。ですから、そういうのも踏まえた中の条例を考えていただきたいなと思っております。そういうことで選挙管理委員会についてはこれで終わります。

2 番目の件名 2 のですね、芦屋競艇場の将来展望についてということで、少しお話をしていきたいと思いますが、競艇事業について新しく 4 月から大長光局長が就任されましたので、今後どのような競艇場にするのかを、それから、将来展望についてお聞かせ願えればと思います。

**○議長 小田 武人君**

競艇事業局長。

**○モーターボート競走事業管理者 大長光信行君**

それでは、ボートレース芦屋の今後の抱負、展望について局長として申し述べさせていただきますと思います。

競艇事業は平成 22 年度に単独施行となり、以後、一般会計に毎年繰り出しができる経営状況と現在なっております。この主な要因としては、モーニングレースの開催及び場間場外発売日数

平成 27 年第 2 回定例会（横尾武志議員一般質問）

の増などが挙げられると思います。こうした収益改善は、業界が一丸となって取り組んでいる広域発売の売り上げが増加していることによるものと考えております。今後も、電話投票及び協力場の売り上げ向上、場間場外発売日数の増に努めてまいります。また、本場売り上げが減少していることから、来場促進施策として、お客様に喜んでいただける取り組みを講じてまいります。今年度は、外向け発売所の増築、特別観覧席「ROKU」の設置、指定席内のグループ席設置を予定しており、今後もお客様に満足いただける施設づくりを目指してまいります。

経営面ですが、消費税増税が予定されていることから、開催経費の見直しなど、さらなる経費削減に努めたいと考えております。

今後の事業でございますが、アベノミクス効果などによる明るい経済状況となっており、売り上げも増加傾向となっております。さらに好転することを期待するとともに、急激な景気悪化にならない限り、財政計画でお示ししました一般会計への繰り出しは予定どおりできるものと考えております。こういうことから、ぜひ議員皆様方の御理解と御協力を賜り、切にお願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

新しい局長の抱負を少し聞きましたが、これから少し本題に入っていくわけですがね。私が初当選したのが平成7年。これはあの、今、そこ、執行部の町長さんも私と同じ年に。それから、まあそのころは競艇場もよかったんですね。それから、赤字、赤字というか平成15年ぐらいから、昔は芦屋町外二カ町という組合で、組合に芦屋町はその施設を貸して、施設借上料をいただいて、それがそのいつぐらいから、何年からその借上料というのは芦屋町に入っていないようになったのか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

昭和27年から繰出金が出せるようになりまして、それが平成16年度には繰り出しが出せなくなりまして、7年ぶりの平成22年度から繰り出しが再度できるようになったというところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

平成 27 年第 2 回定例会（横尾武志議員一般質問）

17 年から繰り出し。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

16 年から繰り出しができなくなりました。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

そこで、まあ我々町長が初当選されて、そのときに私も同じくして、議長になったわけです。それが平成 19 年。そのときもまだ二カ町で経営していたと思いますが、その当時、競艇場の合理化ということで、競艇場の従業員さんの賃金も下げ、それから我々も岡垣、遠賀の町長、副町長、議長で九者会議をやる重ねてきて、いろいろなあれがありましたけどね。多分、単独になったのは平成二十、何年やったですかね。21 年。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

単独施行は平成 22 年度からです。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

それから、まあこの黒字経営というか、黒字にまあ、一般会計に繰り入れるようになった。それが 22 年でしょ。そして、その苦しいときにね、賃金を下げて、昔は 1 万 1,000 円ぐらいもらったと思いますけどね。その当時から、何年から 6,000 円台になったんかね。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

平成 17 年度末で臨時従事員を一旦全員解雇いたしまして、平成 18 年度より新たな制度下での雇用をいたしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

平成 27 年第 2 回定例会（横尾武志議員一般質問）

その賃金はいくら。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

平成 18 年当時で日額 6,350 円でございます。なお、平成 26 年度に賃金改定を行いまし  
て、6,450 円で現在行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

平成 18 年から 6,350 円。これはもうあれですよ。どこの会社でも恐らく厳しいときは  
従業員に賃金カット。それから、従業員を減らしていくとか。そういうことをやっていかなけれ  
ば、企業というのは成り立っていかないという面もありますが、それから 22 年からね、黒字と  
なって 22 年、23 年、24 年、25 年、26 年、今年度は 27 年だからわかりませんが、当年  
度の純利益とね、一般会計に繰り出した金額は、わかるかな。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

22 年度から 26 年度までの 5 年間で一般会計繰り出した金額が 16 億 2,000 万円ござ  
います。26 年度の決算でいきますと、利益が約 7 億 8,000 万という状況でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

利益というかね、毎年度 22 年度からの純利益というのがあるでしょ。それが 26 年度は出て  
ないかもわかりませんが、25 年度までは順次、出てないですか。出てなかったら、ちょっと私  
が言いましょうか。22 年から黒字になって 25 年度までは、28 億 3,900 万の純利益とい  
うのが出とるはずです。そして、改良積み立てとか、いろいろなふうに分けて一般会計に 16 億。  
間違いないですか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

平成 27 年第 2 回定例会（横尾武志議員一般質問）

はい、間違いございません。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

それで、勝山は 2 年ぐらい前から芦屋町に譲渡されたと思いますけどね。勝山の売り上げは、売り上げというか、勝山からの利益は最初の年はちょっとわかりませんか、もうあれから 2 年か 3 年経っておりますので、どのくらい出とるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

24 年の 10 月 1 日から芦屋町が場外発売所の運営とあわせ、施設管理を行っております。25 年度決算ベースで約 1 億 4,000 万円の収益が出ております。主な要因は、施設借上料として、施設オーナーに芦屋開催で 5% 支払っていたものが不要になったこと。また、場外発売で施設借上料 4.5% が競艇場の収入となったことでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

芦屋町としてはね、無償譲渡受けてそれだけの利益が上がっていくというのは、なかなか喜ばしいということです。そしてあの勝山はボートピアのついでで聞きますけどね、あそこ、今、多分、きのうあたり裁判かけられているでしょ。あその何か、土地。判決は出ました。

○議長 小田 武人君

企画課長。

○企画課長 濱村 昭敏君

はい。議員おっしゃるとおり、先日判決が出まして、控訴棄却という判決が出ております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

控訴棄却ということは、芦屋町が勝訴したということ。で、今から先のあの地主さんたちは、芦屋町に対して何らかの動きがあっているわけです。それはね、詳しい話はまた委員会で聞きますけどね、まあ今からまた、そのいろいろな問題が出てくる。長引くならね、その勝山ボートピ

平成 27 年第 2 回定例会（横尾武志議員一般質問）

アは考えないかな。それは委員会でちょっと出して話していかないかなと思っております。ですので、まあちょっと一言聞きましょうか。芦屋町は勝山ボートレース場をずっとやっていくという基本理念があるわけ。それとも、どこかまあ途中で、こんなところは要らんよということになるのか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局長。

○モーターボート競走事業管理者 大長光信行君

今、議員が言われたように、施設オーナーより無償譲渡という形で、今、直営でやらせていただいております。そして先ほど課長が申しましたように収益も十分出ております。ただ、あの将来的には施設メンテの問題とかいうのは発生してくるだろうと思いますが、そういったものについても、今の経営状況の中から十分にやっていけるというふうに言っております。経営が赤字にならない限りは収益が上がる事業でございますので、引き続き継続していく考えでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

で、いままでその一般会計に繰り出してきたということはもう、もうかってきたということで。それから、そのプール金とかね、余剰金。多分50億ぐらいある。これは今後いろんなことに使わんといけんから、これはプールしとっていいんです。それだけの黒字経営になったというのはね、まあ町長を始め、競艇事業局の職員さんの苦労もあったと思います。それはそれで、もうかってきたんだから、それでいいんですけど、ただ、私が言うのは、従業員さんの賃金。賃金が平成17年9,600円。それから18年が6,350円。そしてなんか最近26年に100円上げてくれている。100円、小学生でも喜びませんよ。100円くらいもらっても。何で100円なんかと。これだけ苦労してね、従業員さんの人員も何百人かおったところが、今は多分80名ぐらいでしょ。そういうことで頑張ってきた従業員の苦労を報いるためにはね、アベノミクスじゃないけど、芦屋町にはなかなか恩恵がきておりませんが、徐々にくるんでしょ。一生懸命働いて、芦屋町のために、芦屋町の財政に寄与された現場で働く人をあなたたちは一番ないがしろにしとる。そう思いません。そういう人をよくなったら、やっぱ賃金も少し上げてやろうかな。経営者はみんなよくなったら上げるんやないですか。そんな気持ちはありません。どうですか。局長。

○議長 小田 武人君

競艇事業局長。

**○モーターボート競走事業管理者 大長光信行君**

個人的には、今、横尾議員が言われたようにその気持ちは十分あります。ただあの、この処遇改善という部分、要するに賃金の分含めてでございますが、賃金のみならず職場環境の問題だとか、それから賃金以外の休暇の問題だとか、いろいろな問題がございます。そういったものにつきましては、組合のほうより、春闘などにより要求が出てきております。そういったものを十分に我々と組合のほうで協議を重ねていって、その中で一定の合意を得た中で、協議を整えていっているということがございます。今後につきましてもそういった要求に基づきまして、我々としても誠心誠意、協議を重ねていながら、特に業界の動きだとか、先ほども言いましたように業界もまだまだこれで安心だという状況にはまだきておりません。この中でいろいろな施行者で経営改善というものが行われています。議員も御承知のとおり、芦屋と同じようなレベルの施行者は数団体ございますが、まだまだ高い施行者もございます。そこらあたりにつきましても、今、経営改善という部分で、積極的に取り組んでございます。こういった業界が今、少し好転してきているが、まだまだ安心という部分にはいっておりません。さらなる開催経費の見直しなどの中に含まれますが、そういったものの経営改善をしっかりやって、この業界が生きていける、そういったものを確立していくという大きな目標に向かってやっております。そういったことを踏まえながら、今後につきましても要求といたしましては、組合と十分に協議を重ねながら、いろいろな状況を判断しながら、今後も誠心誠意、交渉を重ねて行きたいというふうに考えています。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

横尾議員。

**○議員 11番 横尾 武志君**

今、局長が言われるとおりでありますけどね。ここに3月の議会か何かの、平成27年度競艇収益金の使途。毎年4億円入るんでしょ。競艇収益まちづくり基金2億円。10項目ほど社会教育とか防犯カメラとか。これは誰のおかげでこういう毎年、今まで16億円入っておるけど、まあ今年は4億円入るんでしょが20億。現場で働く人を大事にせん限りは働きませんよ。そしてあの、26年かなんかに100円上げて、ここに調整休というのが出てくる。調整休。これはよく私にはわかりませんがね。この調整給休を100円上げて、実働、働く日にちが減ってくる。昨年かおととしかね、つくったら。だから100円上げてもらっても何もなっていないような感じですが、そこら辺はどうなんですか。

**○議長 小田 武人君**

事業課長。

**○事業課長 木本 拓也君**

平成 27 年第 2 回定例会（横尾武志議員一般質問）

現在、春闘の要求書、ことし 3 月の末に従業員組合さんから受けて、今るる折衝中でございます。その中で協議されて説明をしていくということになるかと思っております。ただ、その中には最低限この日数は雇用します、ということでの約束事もございますので、それは履行している認識でおります。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

まああんまり私がぐずぐず言っても仕方ないんですけどね。結局、平成 22 年から黒字になってきている。そして一般会計に 20 億、ことしも入れてね。ここにね、我々の施行者協議会、町長が会長になっておりますけどね。我々は我々の主催地議会協議会というのがある。ここの資料に芦屋町の賃金が出ているんです。6, 366 円。これは多分、昨年私がもらった資料と。全国平均見て 8, 259 円。ずっと安いわけです。それから、一番まあ東京、大阪あたりは 1 万円台を超えております。芦屋町、24 場の中でね、何番目なんですかね、これ。下から数えたほうが早いぐらいな賃金なんです。22 番目。一番安いのがね、まああの桐生競艇。これは民間委託して、何かいろいろあったんでしょう。そうやから参考にはなっておりませんがね。九州 5 場の中でも最低なんです。あの大村競艇でさえ、まあ一時は業績不振でいろいろな取り沙汰されておりましたけどね。今、ことしの 3 月か。競艇場も建てかえて立派になっております。そこでさえ 8, 306 円出しておるわけです。ですから、芦屋町の従業員の賃金はでたらめ安いと。一目瞭然なんですよ。そういうことがありますのでね、まあ局長ね、局長一人で上げるとは言えんやろうけど、どう。500 円上げてやらんですか。500 円上げてね、7, 000 円にもならんのですよ。500 円上げたらいくらかかるか。80 人の 1 日 4 万円なんです。4 万円の 15 日間で 60 万円でしょ。月に 60 万、年間 720 万。まあいろいろなことがあるから 1, 000 万すると思っても、プール金 50 億。今から毎年 4 億円上がっていく。売り上げをそこを考慮すればね、一番先頭になって働いている人の賃金を今考えんで、今でしょ。いつなん。今でしょ。どうですか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局長。

○モーターボート競走事業管理者 大長光信行君

横尾議員と交渉しているみたいになってちょっと……。先ほど言いましたように、組合で毎年賃金等含めながら要求は出てきておりますので、先ほど答弁したとおりで、交渉は誠心誠意協議を重ねて行きたいと思っております。以上です。



○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

ことしの組合のね、まだ回答を出してないでしょ。ここにね、春闘要求。何でも手に入るね。今ごろね。日額賃金 500 円引き上げなさい。引き上げなさいと出とる。このまあ、1、2、3、4、5、6、7、7 項目ぐらいありますからね。これを今から局長、組合とよく話し合いをするわけでしょ、もうしないんですか、するんでしょ、どうなんです。

○議長 小田 武人君

競艇事業局長。

○モーターボート競走事業管理者 大長光信行君

今、交渉中でございます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

ですから、私がずっと言ったのは、ないものねだりしとるわけじゃないんよ。お金がないのに子供の運賃出せとか、そういう話は時々出ますよ。どこから金持ってくるん。私は金がないところは言いよるわけやない。プール金 50 億。毎年利益が上がとる。そういうところから賃金捻出は考えてやったらいいんじゃないですか。500 円といわず 1,000 円ぐらいやったらいいんですよ。よく働くよ。人間はね、やっぱしお金がないよりあったほうがいいんよ。そうすると芦屋の町も買い物に出てきても賑わう。お金がなかったら使いませんからね。だから、今度春闘の回答をするときには、まあ私が言っておる最低 500 円はね、話し合いの中でうまく見つけ出していきたいなとそう思っております。それで時間がありませんからね、この辺でやめますけどね。

最後に町長は施行者協議会の、まあことしから、また 2 年間会長になられる。会長はやっぱり施行者のために働くんですが、24 場ありますよね。これから先、芦屋町にいいレースとか、芦屋町が潤うようなレースを持ってくる営業、まあ施行者協議会から俺にくれ、俺にくれというわけにもいかんでしょ。芦屋町のことも考えながら、よそのことも考えながら、その辺の営業活動はどのようにお考えでしょうか。最後に一言。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、いみじくも横尾議員言われましたように、一芦屋の施行者としてなら何くれ、かにくれと

平成 27 年第 2 回定例会（横尾武志議員一般質問）

というような話是可以するのですが、やはり 24 場全ての底上げという、今、大命題がありまして、今、1 兆円の売り上げが目前でございます。その底上げということで、大目標を掲げて、今やっておるわけでございます。しかしながら、これを決定するのは競走会なり振興会。そこはですね、やっぱり情が働くんやないかなと。私は言いませんよ。直接何くれ、かにくれとは言いませんが、そこはやっぱり民間企業と一緒に、あうんの呼吸というのがあるかと思しますので、一つ一つ何くれとは言いませんが、まあお茶を飲みながらでも話するときは、ひとり言を言う場合もあろうかなと思っております。これが営業かなと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11 番 横尾 武志君

ありがとうございました。まああのいろいろなこと要求しておりますが、ぜひね、最後に組合の皆さんの意向もよく鑑みて、ぜひ 7,000 円の大台を上げていただきたいと、そういうことを最後をお願いしていいですか町長。そういうことでお願いしますよ。返事。返事がない。お願いしますよと言う。そういうことで終わりますからね。よろしく組合とお話をされてください。そういうことで終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、横尾議員の一般質問は終わりました。